

令和5年度第1回野洲市入札監視委員会 会議結果（要旨）

- 【日 時】 令和5年7月19日（水）午後1時30分～午後2時45分
【場 所】 野洲市役所 本館2階 庁議室
【出席者】 委 員：野洲委員長、川浦委員、中村委員
事務局：川尻総務部長、山本総務課長、川端専門員、杉田主事
【傍聴者】 なし
【報道機関】 なし

1. 開会

総務部長あいさつ

2. 議題

(1) 入札及び契約手続の運用状況等の審議について

(ア) 令和4年度下半期に発注した建設工事及び建設関連業務委託について

令和4年10月1日から令和5年3月31日までに発注した予定価格130万円超えの建設工事及び予定価格50万円超えの建設関連業務委託について、資料に基づき事務局から説明。

委員：委託業務の落札率が低くなっています。最低制限価格の設定について、県や国において採用している算出方式とは異なる方式を採用されており、県や国の算出方式への見直し等について、検討されていますか。

→事務局：建設工事について、最低制限価格の算出方式を公契連の令和4年度モデルへ更新する準備を進めていく中で委託業務についても見直し検討をしていきたいと考えています。

委員：くじびきの対象となった案件は4件になりますか。

→事務局：建設工事のみで4件ありました。

→委員：最低制限価格は、事後公表ですか。

→事務局：事後公表になります。

(イ) 令和4年度下半期における入札参加停止等の措置案件について

令和4年10月1日から令和5年3月31日までに野洲市建設工事等入札参加停

止基準に基づき3者指名停止。野洲市物品供給、役務提供に係る指名停止基準に基づき3者指名停止したことを説明。

委員：契約締結を拒まれた案件が下半期においても3件ありますが拒まれると再度入札を仕切り直す必要が発生し、おおよそ1、2ヶ月の遅れが生じてくると思います。市が受ける影響力を考慮すると基準に基づいて停止期間を設定されていると思いますが停止期間が3ヶ月という点においては疑問があります。

→事務局：停止期間については、基準に基づいて設定しておりますが、確かに再入札を執行する際には、案件により契約審査会への付議等の段階を踏まないといけないものもあり、職員の労力も掛かってきます。

→委員：停止期間中に当該業者への発注件数があるかという点も考慮すると3ヶ月は短いと思います。理由によっては、もう少し期間をとっても良い気がします。

→事務局：適切な停止期間を設定するよう検討をしていきたいと思っています。

委員：建設工事等については、行政側で最低制限価格が設定しているため、業者側の大幅な金額誤りの応札があった際に落札されることを防止できるので適切な予定価格、最低制限価格を設定する必要があると思います。

(ウ) 指定案件の審議について

工事8 南北桜支線1号橋修繕工事

委員：土木一式工事として発注されていますが工事内容としては、舗装工事に該当するのではないのでしょうか。

→事務局：床版の取替が中心となっていますが舗装部分も表層、基層工を行っています。金額的な割合についても直接工事費ベースで床版取替が約8割程度となっています。

→委員：土木、舗装要素が合わさって発注されているので土木一式となっていますが、個別に専門の業者を選定する等今後の発注時に検討をしていただければと思います。

工事25, 26 野洲文化ホール・コミュニティセンターやす防火扉改修工事

委員：1度目の入札が10社指名で1社応札のため、不調となっていて、2度目の入札については、同じく10社指名をして一度目の入札において辞退されている

業者を2度目に選定されているのですが野洲市内の業者において、当該業務を請け負える業者は4社のみになるのですか。

→事務局：消防施設工事を希望している市内業者は4社です。2度目の指名業者を選定する際に辞退の理由を考慮しており、技術者の確保が困難や工期内での完了ができないという理由については、2度目の入札においても状況が変わらないことが想定されるため、指名業者より除外しています。

→委員：それ以外の辞退理由はありますか。

→事務局：会社都合によるものがありました。

委員：工事概要は変化がないように思えますが予定価格が1度目から2度目にかけて下がっています。どのような理由があったのでしょうか。

→事務局：工事の内容が変更になっています。コミュニティセンターやす建具改修工事で扉障子取替えを見込んでいましたが、2度目の入札時には設計より外しています。1度目入札を執行する上で、業者からの質疑内容として扉取替を行わずに部品を変えるのみで対応可能との内容がありましたので、設計を見直したものです。そのような点において予定価格が下がっています。

委員：2回目入札の際に予定価格が下がっていると思いますがどのような理由ですか。

→事務局：当工事は予定価格を事前公表しており、1回目の応札業者が2回目にも指名する可能性がある中で2回目に新しく指名する業者との競争性を担保するために設計を見直ししたため、予定価格が変更となっています。

工事 30 南桜水源地送配水流量計更新工事

委員：積算は誰が行っているのですか。

→事務局：担当課である上下水道課で行っています。

委員：緊急性の高い工事とのことですがどれほど切迫した状況だったのでしょうか。

→事務局：機器が老朽化が進んでおり、動作不良が続いていました。水道料金にも影響がある部分になっています。工期としても年度末1ヶ月半程度となっているところで緊急性は高いものでした。

→委員：工期がもう少し確保できれば随意契約にはならなかった案件ということですか。

→事務局：場内の配管を熟知している必要もあることから随意契約になります。

→委員：緊急性よりそちらの理由（配管を熟知）の方が随意契約理由としては適切かと思えます。

→事務局：管材料を年度内に確保しないといけないという期間制約もありました。

委託4 市立野洲病院空調熱源等更新工事設計業務委託

委員：業務内容としては、二度目で変更はありましたか。

→事務局：仕様の変更として、監理技術者の資格要件を緩和、また冷却水処理装置と薬液注入装置の更新設計を追加しています。

委員：落札業者である(株)ビルディングコンサルタントワイズにおいては、以前に病院の設計等に携わっているのですか。

→事務局：携わってはいないです。

委託10 野洲市民病院整備地質調査業務委託

委員：当案件については、地質調査という極めて重要な案件であると思います。9社を指名され、競争性は確保されていますが競争性より業者の信頼性を重視することも必要な案件であると思います。指名業者においては、能力担保はされているのでしょうか。

→事務局：今回の指名業者については、当該業務を希望する業者から選定しています。仕様書での技術者資格等において、能力担保をしています。

→委員：当案件は野洲市として重要なものと認識しており、能力面を高い水準で求めると随意契約という判断もあったのではないかと思います。今回の指名業者には、県においても同様業務の実績がある業者は数社選定されているため、問題があるとは一概には言えませんが、今後の案件においても慎重に業者選定いただきますようお願いいたします。

【以上の審議結果】

適切に処理されていると判断できる。

3. その他

次回の会議については、令和5年11月頃を予定しています。次回は野洲委員長に案件指定をしていただきます。

4. 閉会

以上